

第3章 総合庁舎建設の必要性

1. 行政運営上の非効率解消

現在の分庁舎方式では、市民の用件が複数の部署にまたがる場合に庁舎間移動を伴うこととなり、市民サービスに支障をきたす場合があります。また、各部署が離れて立地していることから、各部局間の連携、協議に支障をきたし、迅速な業務対応が困難となる場合もあると同時に、時間や労力といったコスト面においても業務効率低下の原因となっています。市民サービス向上及び効率的な行政運営のためにも、総合的な機能を持った庁舎の建設が望まれます。

2. 庁舎機能の向上

多くの配置部署があり、主要庁舎となる平良庁舎については、現行のバリアフリー対応等の法令基準に合致しない造りとなっています。少子高齢化を迎え、ますますバリアフリー対応の必要性が増しています。

また、マイナンバー制度等の新制度の導入に伴う個人情報保護への対応や時代のニーズに合わせた庁舎の機能更新が必要となっています。加えて、駐車スペースや会議室及び書庫・倉庫の確保など、良好なサービス及び快適な執務に必要な機能の充実が求められています。

3. 施設・設備の老朽化等による使用・維持管理の限界

現在ある7つの庁舎を現状のまま利用することは、様々な観点から限界に達しています。まず、各庁舎とも、いずれは現状の法令基準に即した大規模な改修工事を要することになり、多額の改修費がかかります。特に平良第二庁舎および上水道庁舎は、築40年以上が経過しており、両庁舎とも早急な建て替えが必要です。

さらに、伊良部庁舎は老朽化も著しく、建築基準法に基づく現在の耐震基準以前の建物であることから、必要規模の検討を行うと共に、取り壊しを行う必要があります。

現在の耐震基準で整備され、合併時に大規模な改修を行った上野庁舎に関しても、建物の躯体コンクリートの劣化が進んでおり、建物の主要な柱と大壁の亀裂（クラック）や雨漏りによる鉄筋の腐蝕のシミなども各所に見られます。

また、平良庁舎についても、築24年が経過し、施設外部を含め、水回り等の設備の老朽化が顕著で、修繕には市の財政的な負担が増すこととなります。

4. 防災機能の拡充

旧耐震基準時に建設されている庁舎もあり、耐震強度が不明確です。下地庁舎においては、津波浸水想定区域内に立地しており、津波浸水の可能性があります。加えて、分庁舎方式であることから、災害対策本部の設置などに時間を要することも懸念され、老朽化・狭隘化した現在の庁舎においては、緊急時の迅速な対応に限界があると予想されます。災害後の復旧段階においても十分な受援体制の素地が確立されているとは言い難い状態です。これらの課題を解決するためには、防災拠点としての機能を持った総合庁舎が必要です。

5. 保健センターの整備

宮古島市健康保健センター（仮称）建設基本計画にも示されているように、既存の保健センター事業を行う施設において、施設及び設備の狭隘化と老朽化が進んでいます。加え

て、プライバシーの確保が不十分な点や、授乳室がない等施設機能が不十分であるため、利用者へ不便をかけています。保健センターとして重要である安全面や衛生面についても問題が生じています。以上のことから、保健センターの規模、機能の拡大および更新の必要性があります。

保健センターを庁舎に併設又は複合施設として整備することにより、利用者が役所と保健センターを行き来する負担が減り、市民サービスの向上につながることを期待されます。さらに、役所内の関連部署との連携、施設の管理・運営及び事務職員と専門職員の調整や連携が円滑に進むことが予想され、保健サービス全体の向上につながることを期待できます。既存施設において不足している駐車場についても、総合庁舎との相互利用が可能となるため、ゆとりを持って使用できると考えられます。コスト面についても、庁舎との機能共有が行え、用地取得費や建設費等、二重に費用がかかることを抑えることができます。

以上より、総合庁舎建設に伴って、保健センターを併設又は複合施設として整備することには、大きな意義があり、その必要性は高いと考えられます。

以上より

総合庁舎の建設が必要